

事業主が職場における性的言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針の一部を改正する告示案に関する意見募集（パブリックコメント）に寄せられた御意見について
（平成28年5月26日から平成28年6月24日まで実施）

「事業主が職場における性的言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針の一部を改正する告示案」について

○意見数 135件

○主な意見

- ・性的指向・性自認に関するいじめ・嫌がらせ等が、セクハラの定義である「性的な言動」に含まれることを明示すべき。
- ・性的指向・性自認に関するいじめ・嫌がらせ等を、セクハラの例示に加えるべき。
- ・社内規定に、セクハラ禁止と性的指向・性自認に関するいじめ・嫌がらせもセクハラである旨を記載させるよう義務化すべき。
- ・対価型セクハラとして、LGBTであることを理由とした解雇、降格や望まない異動が対象となること、環境型セクハラとして、性的指向・性自認の多様性を否認するような言動一般、結婚・出産に関する詰問や私的な人間関係に関する同意なき介入、ライフコースに対するプレッシャーを与える言動が対象となることとすべき。
- ・一体化した相談窓口の設置を義務づけるべきである。

（※）意見数は提出のあった意見の延べ件数。電子メール、FAX又は郵便は1通として計上。